

支 払 基 金
平成 2 7 年 6 月 1 日

特定器材マスターの改定について

平成 2 7 年 3 月 1 3 日付け厚生労働省告示第 5 7 号に基づき公表した特定器材マスターを一部変更しましたのでお知らせします。

なお、変更した内容は下記のとおりです。

記

上下限年齢情報の変更（変更区分「5」）

特定器材 コード	特定器材名	1 5 : 下限年齢	
		変更後	変更前
710010856	気管支手術用カテーテル	18	00

変更情報の適用年月日は「平成 2 7 年 4 月 1 日」となります。